

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基

本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定が行われたこと、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であるが、計画策定から5年あまりが経過し、環境を取り巻く情勢も変化したことから、平成23年度に改訂を行った。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、I

「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、II「循環を基調とする地域社会の構築」、III「地球環境問題への取組の推進」、IV「環境・エネルギー産業の育成」、V「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち60項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

平成25年度は、基本目標Iに関しては、特定外来生物であるアライグマの防除モデル事業により防除対策を推進したほか、本県の地質遺産を活かしたジオパーク構想を推進するため、姫島、豊後大野の日本ジオパーク認定に向けた支援を行い、平成25年9月に両地域が日本ジオパークに認定された。また、平成26年2月には「おおいたジオ国際フォーラム」を開催するなど、両ジオパークを始めとする本県の地域資源を広く国内外に発信した。

基本目標IIに関しては、県民の日常生活と密接な関係のある大気、水環境について監視し、工場等へ立入、海岸漂着物等の回収処理や環境学習会の開催等発生抑制対策を通じて、大気、水環境の

保全に努めるとともに、廃棄物の抑制・利活用及び監視を推進した。PM2.5については、平成24年度以降、新たに測定機器を設置するとともに大分県独自の注意喚起発令基準を設けるなど、その対策を強化している。

また、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進のため、レアメタルリサイクルを目的とした小型家電回収のモデル事業や、ごみを削減するためのマイ食器の普及啓発や大分県リサイクル認定製品の活用促進などを行った。

基本目標Ⅲに関しては、CO₂削減のため九州版炭素マイレージ制度を実施するほか、再造林や間伐など森林整備の促進、また森林ボランティアの養成など「県民総参加の森林づくり」を進め、地球温暖化対策を推進した。

基本目標Ⅳに関しては、大分県エネルギー産業企業会の活動を通じて、小水力発電などに対する研究開発補助や専門的なセミナーを開催し、エネルギー関連産業の育成を推進した。また、泉源レンタル方式によるバイナリー発電などモデル的な取組に対し支援を行い、再生可能エネルギーの導

入を促進した。

基本目標Ⅴに関しては、ごみゼロおおいた作戦の取組をさらに進め、地域に着実に定着させるための推進役及びけん引役となる人材を養成することを目的にごみゼロおおいたリーダー養成講座(ごみゼロエコール)を実施した。また、ごみゼロおおいた作戦のさらなる拡大を目指すため、ごみゼロおおいた推進隊が他の団体と連携して実施する、地域への大きな波及効果が期待できる環境関連活動を支援した。

さらに、レジ袋無料配布中止により発生した収益金のうち県に寄附していただいた収益金を活用して、幼児向け環境劇の公演や環境ワークショップを実施した。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民総参加による美しく快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができた。計画に定められた環境指標の結果は表2のとおりである(詳細は資料編 環境指標一覧)。

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

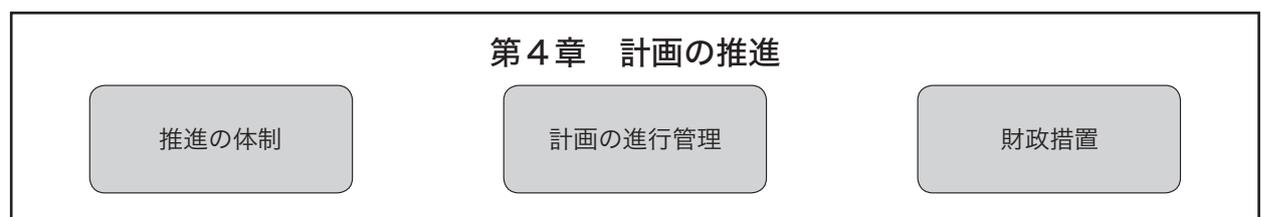
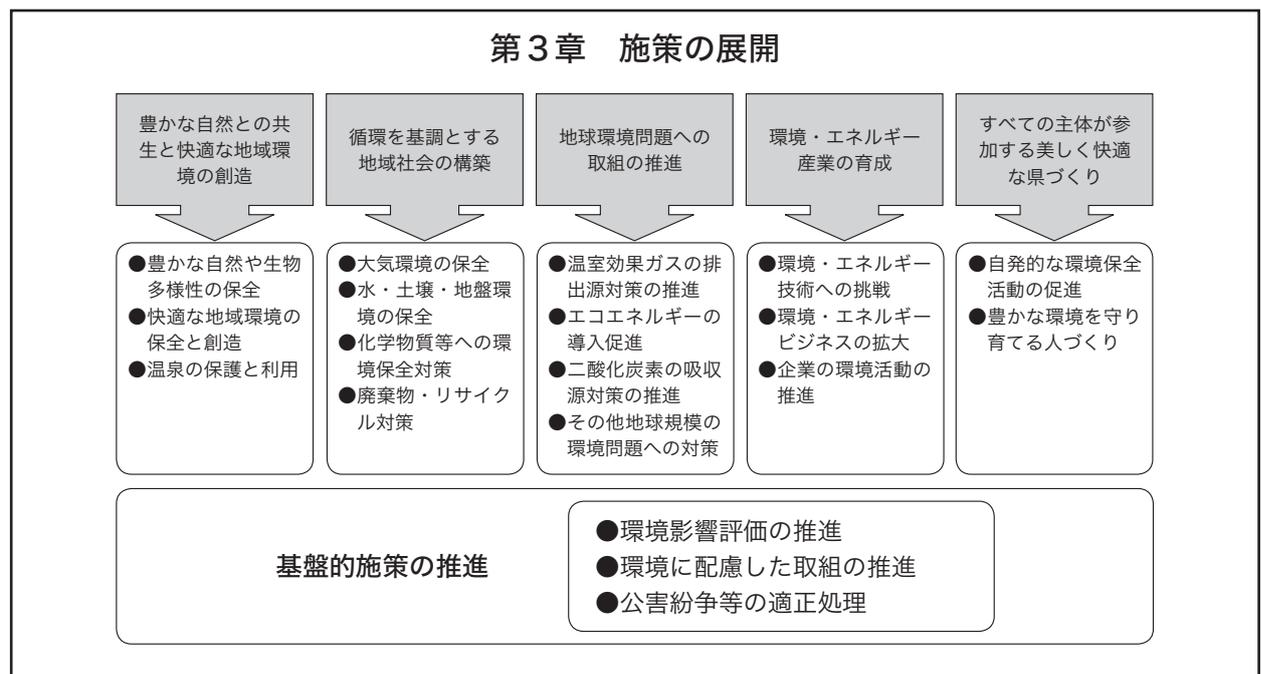
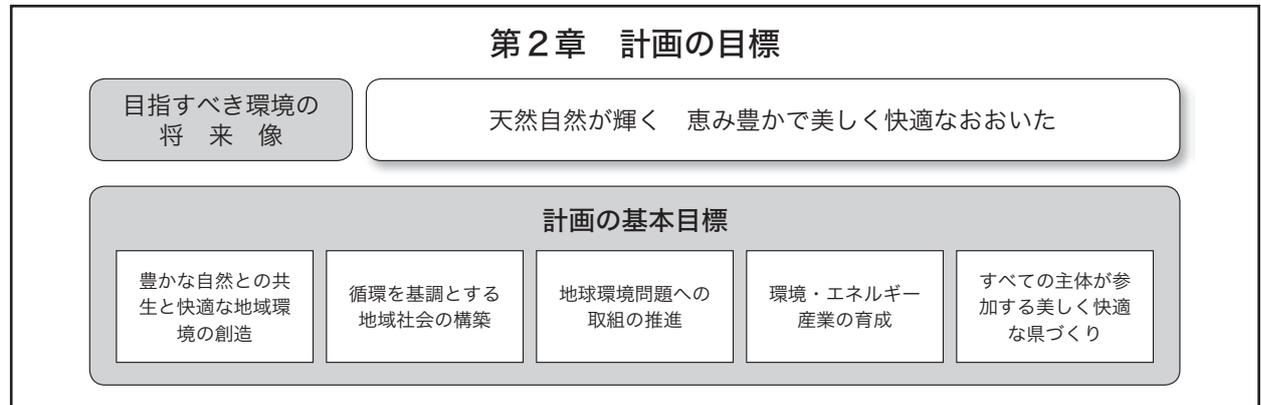
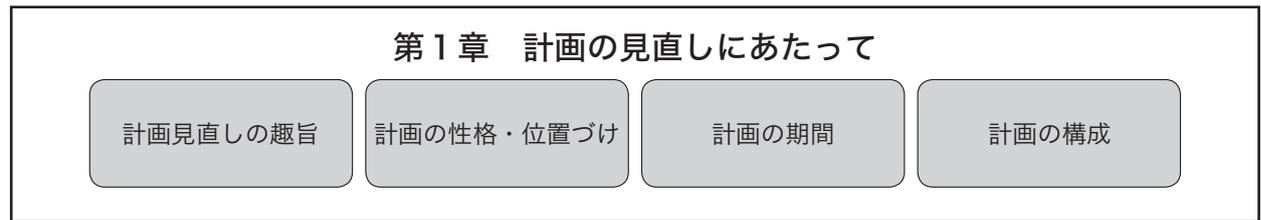
- 基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標Ⅲ 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標Ⅳ 環境・エネルギー産業の育成
- 基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	A		B		C	
		項目	割合(%)	項目	割合(%)	項目	割合(%)
基本目標Ⅰ	18	11	61.1	7	38.9	0	0.0
基本目標Ⅱ	20	8	40.0	11	55.0	1	5.0
基本目標Ⅲ	10	5	50.0	5	50.0	0	0.0
基本目標Ⅳ	5	4	80.0	1	20.0	0	0.0
基本目標Ⅴ	7	3	42.9	4	57.1	0	0.0
合計	60	31	51.7	28	46.7	1	1.7

評価(A・B・C)の区分について

- 「A」 平成25年度の目標数値を達成している場合
- 「B」 平成25年度の目標数値の7割以上を達成している場合
- 「C」 平成25年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～（H24.3改訂）の概要



第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）

を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	-
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 し尿処理施設の建設 廃棄物最終処分場の建設	200t/日以上 100kl/日以上 25ha以上	- - 5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	-
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション 施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	-	-

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手續」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手續」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

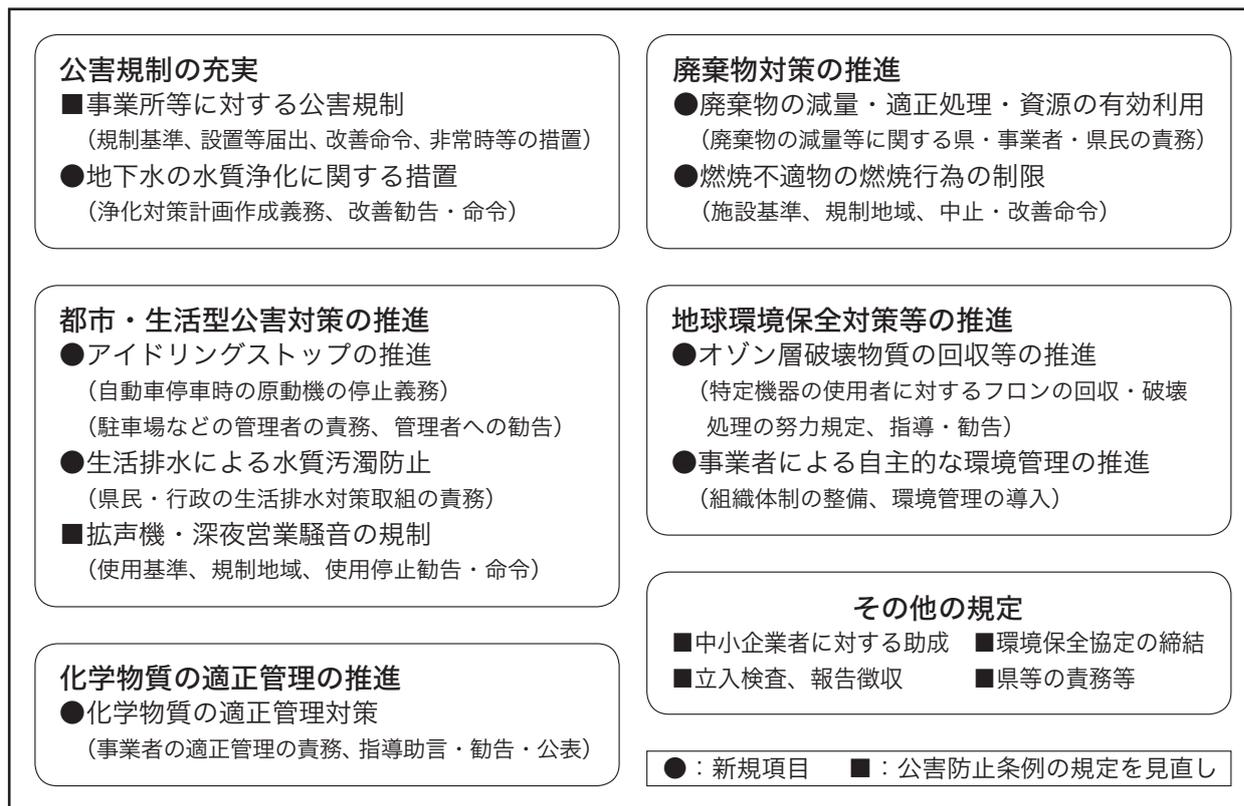
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正

な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

（条例の概要については図4参照）

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントな

どを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための**顕彰**の実施や「**環境美化の日**」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の**投光器の使用**(祭典等の一時使用を除く)、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則(5万円以下の過料)を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱

防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認めら

れる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成26年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5aを参照)

表5a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況 (平成26年10月1日現在)
(○…県条例適用)

市町村名	ごみの 投棄(※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクち らしの掲 示等(※)	動物の ふん等の 放置	自動車の 放置(※)	自転車の 放置(※)	落書き (※)	悪臭等へ の配慮	投光器の 使用(※)
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●	●(飼犬、飼猫)	●	●	●	●	○
杵築市	●	○	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	○	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	○	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。
なお、印刷物等の配布等の責務については努力規定である。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成26年度には1個人10団

体を表彰した。(平成26年度の受賞者は表5bを参照)



表5b 平成26年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

感謝状贈呈式：平成26年5月13日(火)(ごみゼロおおいた作戦県民会議) 場所：大分県庁舎新館14階大会議室

	団体名等	市町村名	主な功績
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動			
1	(個人) 祖田 浩二	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 17年間、大分市池の平自治区内の6公園で(5年前からは別地区の公園や神社でも)1日平均4時間、月に23日以上清掃活動に励む
2	(団体) 南町ふれあい会 (代表：後藤 幸男)	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 8年にわたり、月に1回、会員全員で公園内の清掃と幹線道路のごみ拾いを実施 2ヶ月に1度は公園内の草刈り、月8～9回のグラウンドゴルフの練習後、全員でグラウンド清掃 幹線道路側の会員にはちりとりとホウキを供与し、清掃を実施
3	(団体) 別府溝部学園高等学校 (校長：佐藤 清信)	別 府 市	<ul style="list-style-type: none"> 30年にわたり、全校生徒で「亀川クリーン作戦」と称して地元亀川地区の清掃活動を年に2回実施 夏祭り会場・漁港・関の江海水浴場の清掃活動やごみ拾いをしながら亀川の町を歩く「クリーンアップウォーキング」なども行っており、地域の環境美化に貢献
4	(団体) 紅葉樹の美しい里山づくりの会 (代表：小平 一郎)	佐 伯 市	<ul style="list-style-type: none"> 7年にわたり、蔓や竹林等で荒れた里山の除伐を行うとともに、跡地にヤマモミジやイチョウなどの紅葉樹を植栽し、環境緑化に貢献 県・市道沿いの街路樹の手入れ(補植、草刈り、枯れ枝剪定等)など地域での環境整備を実施 森林環境税を活用した森林づくりを実施しており、ヤマザクラや花桃等も植栽し、一年中花や紅葉が楽しめる里山づくりに取り組む。
5	(団体) (竹田市立菅生小学校) 菅生文化財愛護少年団 (団長：佐藤 はるな)	竹 田 市	<ul style="list-style-type: none"> 発足以来、31年にわたり、竹田市菅生地区の文化財・遺跡・道路のごみ拾い等清掃活動を実施 年2回の継続した地区文化財保護・清掃活動を通じて、地域・文化への関心を高めるとともに、身近なごみ問題や環境美化への意識向上を促し、ごみを捨てないという気持ちを児童・地域に根付かせる。 H23には、道路愛護ポスターの作成による周辺環境美化への啓発活動を実施
6	(団体) 柴北川を愛する会 (代表：穴見 純一)	豊後大野市	<ul style="list-style-type: none"> 7年間、毎年11月3日に柴北川のごみ拾いを実施 県道の清掃活動を行うほか、彼岸花、桜やアジサイ等植栽する等環境美化活動を実施 H20に長谷小学校と共同で全国一斉水質調査に参加 H22に第3回いい川・いい川づくりワークショップ 準グランプリ受賞(いい川・いい川づくり実行委員会事務局主催)
7	(団体) 玖珠掃除に学ぶ会 (代表世話人：穴井 道博)	玖 珠 町	<ul style="list-style-type: none"> 全国組織である「日本を美しくする会 掃除に学ぶ会」の1グループとして設立 15年にわたり、毎月1回、日曜日の早朝2時間、玖珠・九重地域の小中学校や公共施設等のトイレの清掃を実施し、素手でピカピカに磨き上げている
(2) 環境保全のための技術開発			
8	(団体) NSスチレンモノマー株式会社 大分製造所 (取締役大分製造所長： 斎藤 信成)	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 大分石油化学コンビナートにおいて、NSスチレンモノマーと昭和電工の4プラントの複合連携による省エネルギーと生産効率の最適化を実現 省エネ効果は、関連する4プラントで▲11.4%、原油換算20,951kl/年(世界トップクラスの省エネプラントを実現)
9	(団体) 二豊味噌協業組合 (代表理事：渡邊 規生)	白 杵 市	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物削減・バイオマス発電・重油燃料削減の3つを同時に実現する最新鋭の味噌製造排水処理システムを構築 食品工場の排水をバイオマス発電に利用し、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度に基づいて売電するのは全国初
(3) 環境保全に関する学術研究又は普及啓発			
10	(団体) 特定非営利活動法人 水辺に遊ぶ会 (理事長：足利 由紀子)	中 津 市	<ul style="list-style-type: none"> 14年間、カブトガニなど希少生物が多い干潟を守るため、市民に呼びかけて海岸清掃を年に4回実施 海岸清掃にあわせて、漂着物調査を実施して、環境美化や廃棄物問題に関する啓発活動を行うほか、小学生や市民を対象に環境教育を行うなど、地域の環境保全運動の発展に貢献

	団体名等	市町村名	主な功績
(4) ごみゼロキャンペーンの推進に協力			
11	(団体) 西日本電信電話株式会社 大分支店 (支店長：秋山 順一郎)	大分市	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年より、「環境クリーン作戦」と称して、地域の清掃美化活動を近隣町内会と共同で実施 「県民総参加の森づくり運動」の一環である「企業参画の森づくり」に大野郡森林組合と協定を締結し、同組合の協力を得ながら、森林の荒廃防止や森林を守り育てる活動を実施 美しい里山づくりとして竹田市の岡城周辺の清掃を実施 平成21年度からノーマイカーデーに参加など、幅広い活動により環境保全に貢献

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処

理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保

全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指

導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは、大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成26年3月31日現在の許可状況は、11市1町でのべ85事業者、面積849,842㎡、土量2,425,285㎡となっており、うち県外土砂は、面積で25.0%、土量で48.8%を占めている。

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

年度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分 面積 (㎡)	うち県外分 率 (%)		うち県外分 土量 (㎡)	うち県外分 率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	21	1	201,266	0	0.0	675,918	0	0.0
平成20年度	10	1	151,806	33,683	22.2	616,898	385,755	62.5
平成21年度	7	0	47,652	0	0.0	41,443	0	0.0
平成22年度	12	1	110,722	9,997	9.0	167,424	83,396	49.8
平成23年度	8	3	79,897	33,599	42.1	95,319	40,458	42.4
平成24年度	9	5	108,674	78,048	71.8	467,038	436,199	93.4
平成25年度	10	2	86,563	29,434	34.0	117,952	55,569	47.1
累計	85	15	849,842	212,262	25.0	2,425,285	1,182,345	48.8

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年 3月 公布
 平成18年10月 全部施行
 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)

平成20年 3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成20年 3月 保護管理事業計画の決定(4種)
 平成21年 3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年 3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年 3月 保護管理事業計画の決定(1種)
 平成24年 3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
 平成26年 5月 指定希少野生動植物の指定(2種)

今後は、指定希少野生動植物の追加指定等に取り組む。

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12指定 チョクザキミズ(イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク(キク科) H20.3指定 ナゴラン(ラン科) H20.3指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3指定
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12指定 クロシジミ(シジミチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ(ミズゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ(トンボ科) H24.3指定 クボハゼ(ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ(ハゼ科) H26.5指定

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模

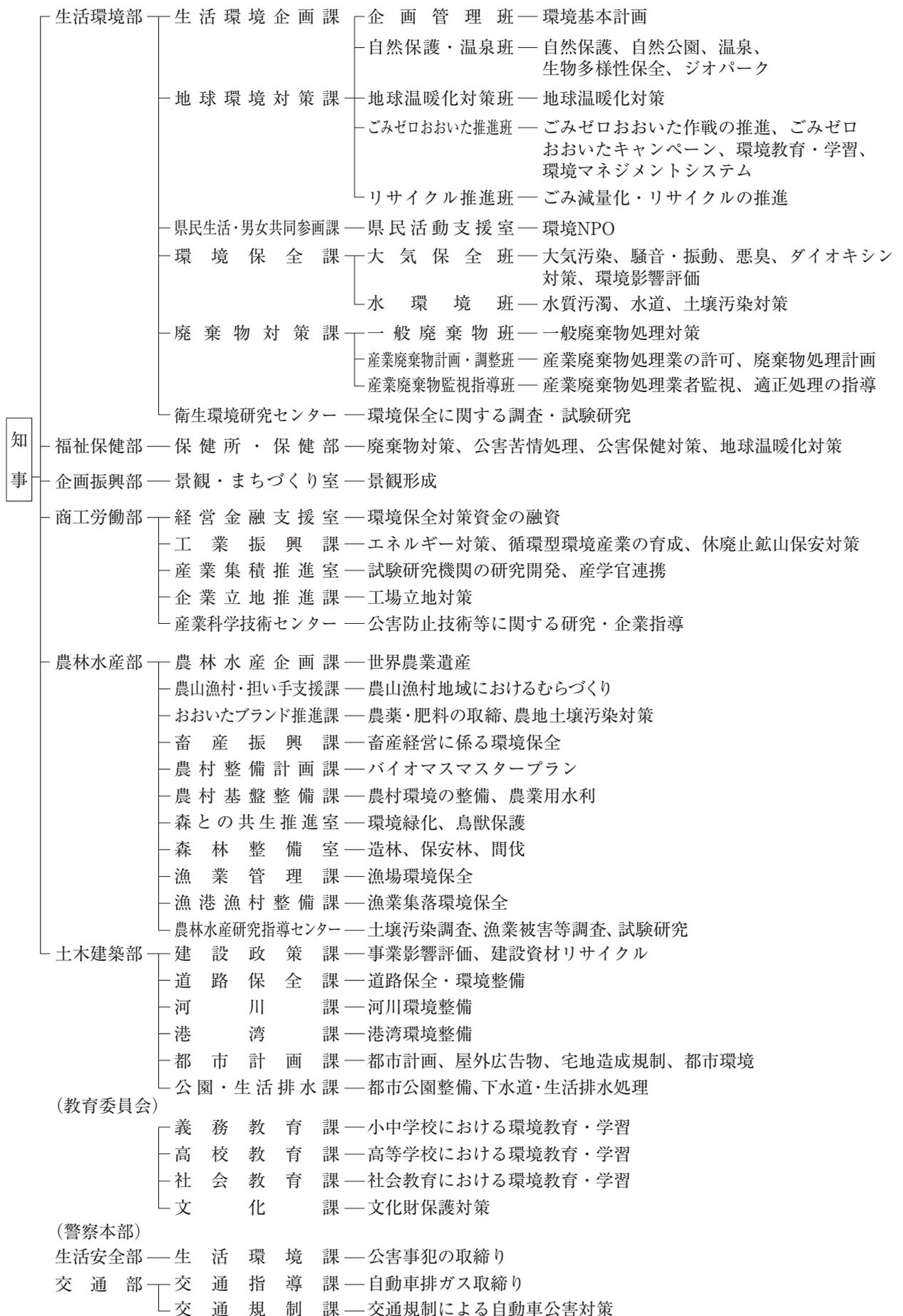
事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおい作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおい推進班」を「ごみゼロおおい推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行ったところである。

平成26年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図9-1のとおりである。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成26年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置され大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年

4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は表9-2のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2 2. 各種審議会委員等名簿参照。

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要（平成26年4月1日現在）

名称	根拠法令（設置年月日）	所掌事務	組織	25年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 45人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 (重複あり) 7人 特別委員 5人	大分県環境審議会 開催無し 総合政策部会 25.12.18 ・大分県新環境基本計画の推進状況について ・大分県環境マネジメントシステムの平成24年度実績について ・平成26年度環境関連事業の予算要求状況について ・温泉部会決議事項について ・大山ダム鳥獣保護区の指定について ・姫島、豊後大野の日本ジオパーク認定と今後の取組について ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する対応について 水質部会 26. 2.25 ・水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について ・平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について 自然環境部会 26. 3.24 ・指定希少野生動植物の指定について（クボハゼ、チクセンハゼ） 温泉部会 25. 5.27、25. 7.24 25. 9.30、25.11.28 26. 1.29、26. 3.25 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について 鳥獣部会 25. 9. 3 ・大山ダム鳥獣保護区（日田市）の指定について 環境緑化部会 開催せず（審議案件なし）
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 14人	25. 6.17 ・大岳発電所更新計画に伴う環境影響評価方法書について 25. 7.12、25. 8.29 ・大分県環境影響評価条例第4条第1項の技術的事項に係る指針の一部改正について 25.12.12、26. 2.19 ・LOHAS・ECE大分発電所環境影響評価実施計画書に対する意見について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	25. 1.31 ・大分県公害審査会委員の任命について ・本県の公害苦情処理の状況等について ・公害紛争処理制度について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	25年度は赤潮被害補填の対象となる赤潮被害が発生しなかったことから審査会は開催していない。